

**第5章 都市計画事業**

5-1 都市計画事業の認可等（第59条—第64条）

5-1-1 都市計画事業

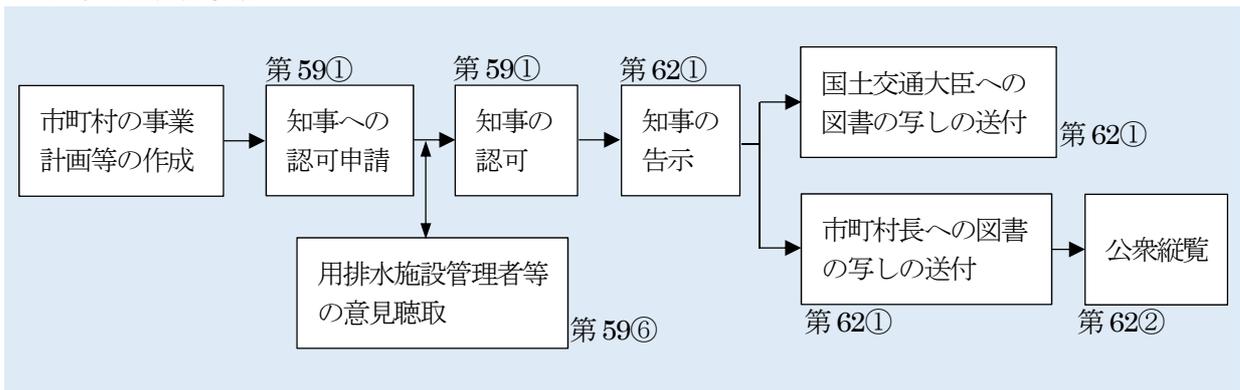
（1）都市計画事業の施行者（第59条）

<p>都市計画法第59条（施行者）（抜粋）</p> <p>都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。</p> <p>2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。</p> <p>3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。</p>
--

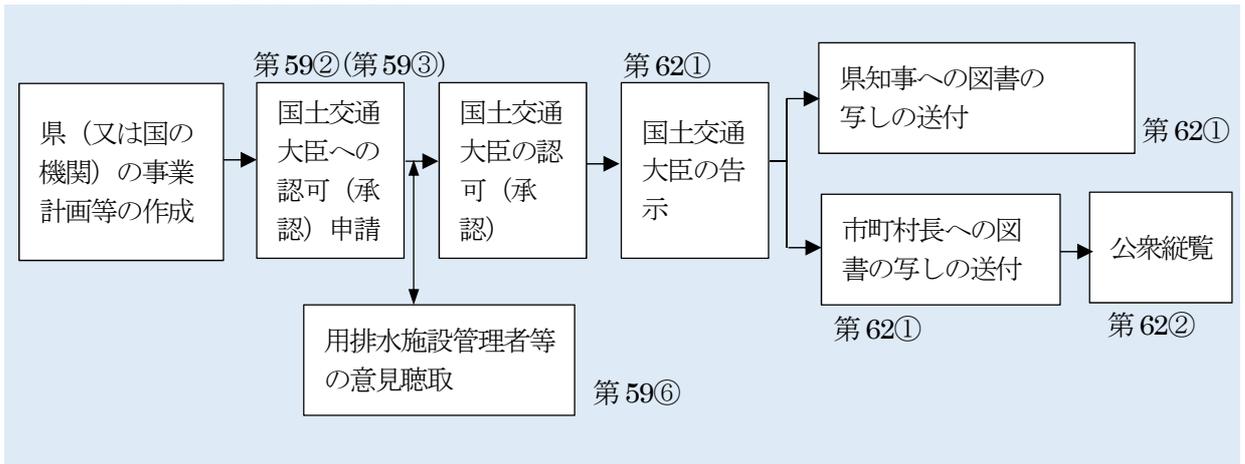
【都市計画事業の施行者及び都市計画事業を施行する場合の手続き】

施行者	施行する場合	必要な手続
1 市町村（1項）	（原則）	都道府県知事（第1号法廷受託事務として施行する場合は国土交通大臣）の認可
2 都道府県（2項）	（1）市町村が施行することが困難又は不適当な場合 （2）その他特別な事情がある場合	国土交通大臣の認可
3 国の機関（3項）	国の利害に重大な関係を有する場合	国土交通大臣の承認
4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者（特許事業者）（4項）	（1）事業の施行に関して行政機関の免許、承認、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けている場合 （2）その他特別な事情がある場合	関係地方公共団体の長の意見を聞いて行う都道府県知事の認可

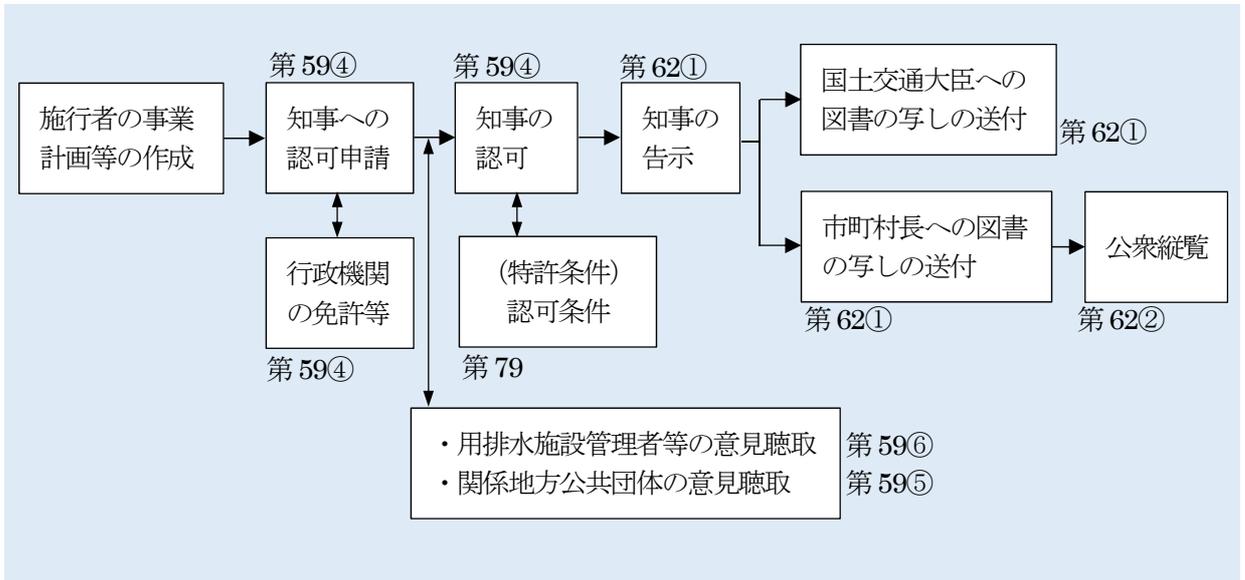
1) 市町村施行事業



2) 県（又は国の機関）施行事業



3) 国の機関、県及び市町村以外の施行事業



(2) 都市計画事業の認可基準（第61条）

事業認可の申請内容の審査においては、申請内容の合理性ではなく、都市計画との適合性を確認する必要がある。このため、都市計画決定においては、都市計画基準（適切な規模、必要な位置）を十分に整理しておく必要がある。

都市計画法第61条（認可等の基準）

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。

- 一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
- 二 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

**(3) 都市計画事業の認可等の効果**

法第62条第1項に基づき都市計画事業の認可（承認）の告示が行われたことにより、以下のような効果が発生する。

**1) 建築等の制限（第65条）**

当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築等について制限が働くこと。

都市計画法第65条（建築等の制限）（抜粋）

第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

都市計画法施行令第40条（設置又は堆積の制限を受ける物件）

法第六十五条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。）とする。

**2) 土地建物等の先買い（第66条、第67条）**

都市計画事業の認可等の告示後すみやかに、一定の事項を公告するとともに、事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを、施行者が関係権利者に周知させるため必要な措置等を講じる義務が生じること。

また、法第66条の公告の日の翌日から起算して10日を経過した後は、事業地内の土地建物等について施行者に先買権が発生すること。

**3) 土地の買取請求（第68条）**

事業地内の土地の所有者（法第62条の告示と併せて行われる収用の手続きの保留の告示に係る土地の所有者に限る。）は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求できること。

**4) 都市計画事業のための土地等の収用又は使用（第69～73条）**

土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示とみなされること。

なお、都市計画事業について土地収用法の規定が適用されることから土地収用法上の諸効果が発生する。

## 5) その他の効果

都市計画税を充当することができること。(地方税法第702条)

地方税法第702条(都市計画税の課税客体等)(抜粋)

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下この項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。

事業によって著しく利益を受ける者があるときは受益者負担金を負担させることができること。

(第75条)

都市計画法第75条(受益者負担金)

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
- 3 前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
- 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

5-2 都市計画事業の施行（第65条—第75条）

5-2-1 市街地整備事業

(1) 土地区画整理事業

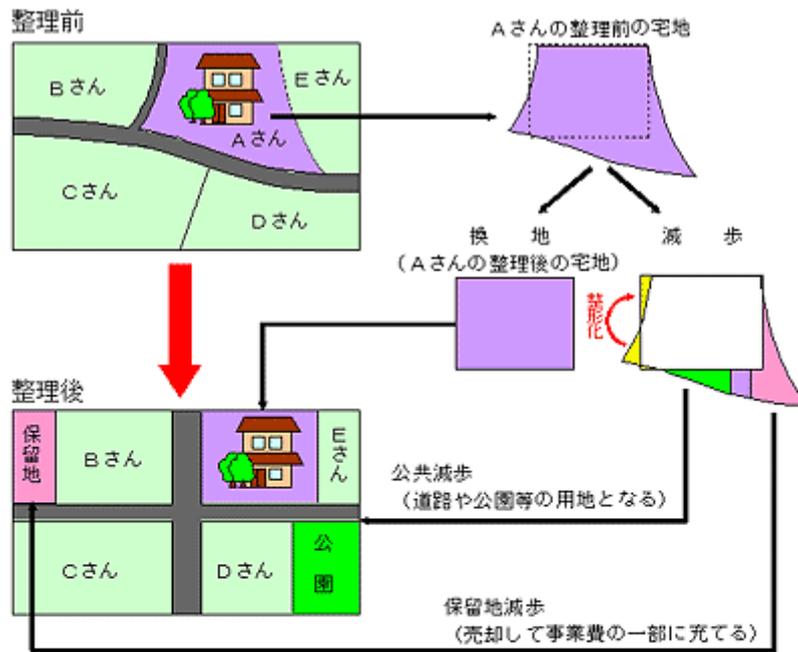
土地区画整理法第1条（この法律の目的）  
 この法律は、土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業であり、都市計画を実現する上で、有効かつ基礎的な手法である。

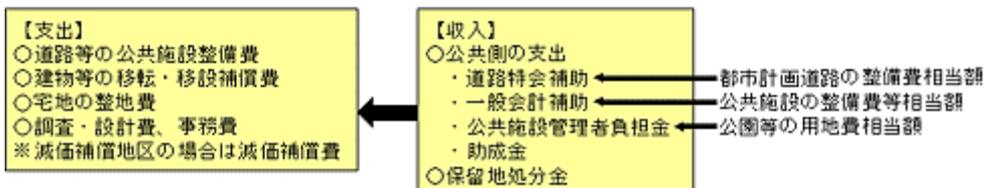
公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度である。（公共用地が増える分に充てるのが公共減歩、事業資金に充てるのが保留地減歩）

事業資金は、保留地処分金の他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費（用地費分を含む）に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。

地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られる。



資金構成



地権者は減歩により都市計画道路や公園等の用地を負担します。一方で、道路特会補助等の公共側の支出のうち、都市計画道路等の用地費に相当する資金は、宅地の整地費等に充てられ、地権者に還元されます。

(2) 市街地再開発事業

都市再開発法第1条（目的）

この法律は、市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

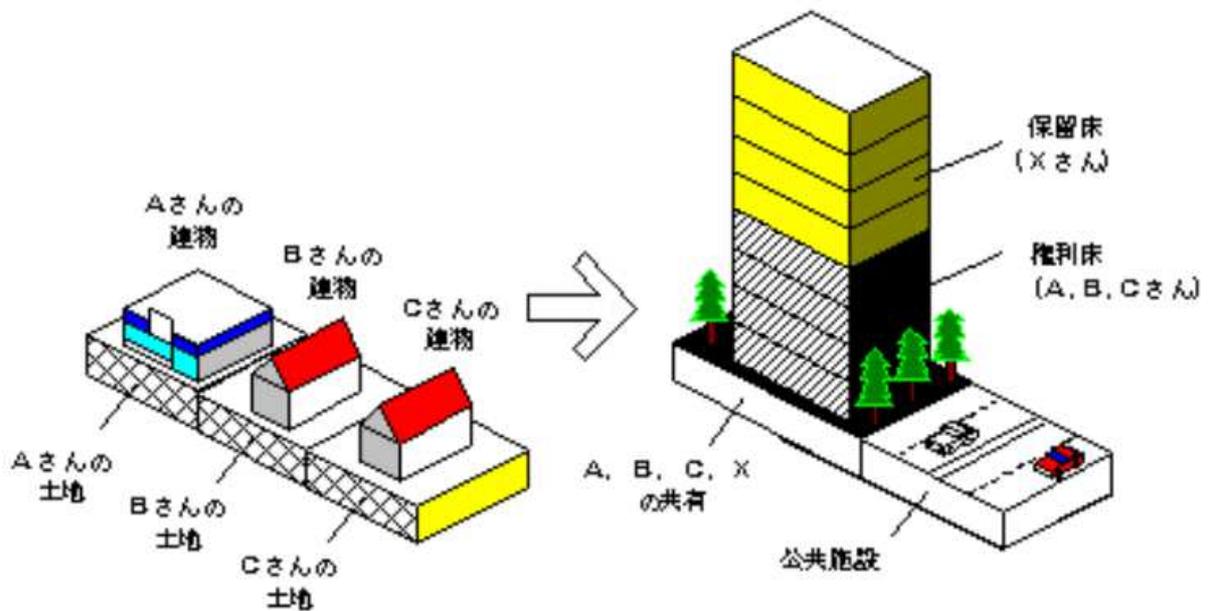
都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。

1) 事業のしくみ

- ・敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- ・従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）
- ・高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し事業費に充てる

2) 事業の種類

- ・第一種市街地再開発事業<権利変換方式>  
権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。
- ・第二種市街地再開発事業<管理処分方式（用地買収方式）>  
公共性、緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。



市街地再開発のイメージ図

5-2-2 街路事業

道路関係技術便覧 参照

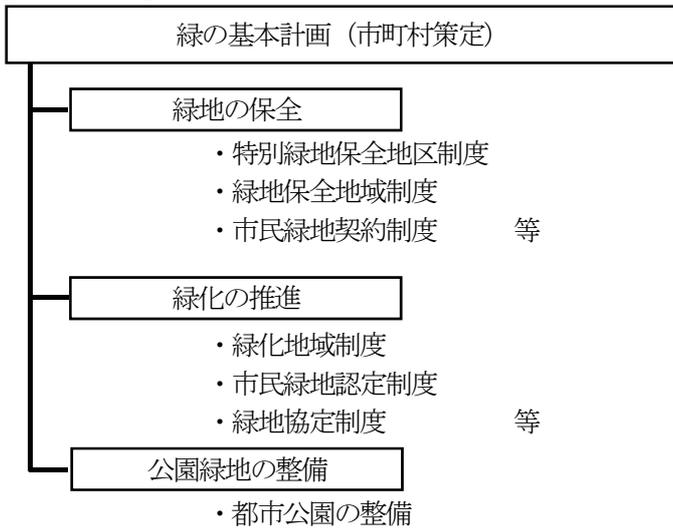
5-2-3 都市緑地法・都市公園法に係る制度

(1) 都市緑地法に係る制度

都市緑地法第1条（目的）  
 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

【施策の体系】



1) 緑の基本計画

都市緑地法第4条（抜粋）  
 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

【制度の概要】

項目	概要
策定主体	市町村
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑地の保全及び緑化の目標</li> <li>● 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項</li> <li>● 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項(注)</li> <li>● 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項</li> <li>● 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項</li> <li>・ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項</li> <li>・ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項</li> <li>・ その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項</li> </ul> </li> <li>● 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域 であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項</li> <li>● 緑化地域における緑化の推進に関する事項</li> <li>● 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項</li> </ul> <p>注： 緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。                      （都市公園法第3条第2項）</p>
策定状況	鳥取市 平成21年4月、米子市 平成17年3月

2) 地域指定と行為規制により緑地の保全を図る制度

①緑地保全地域制度

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。（都市緑地法第5条）

②特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。（都市緑地法第12条）

③地区計画等緑地保全条例制度

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。（都市緑地法第20条）

④緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。（都市緑地法第34条）

3) 緑地の適正な管理を進める制度

①管理協定制度

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。(都市緑地法第24条)

4) 緑地の活用を推進する制度

①市民緑地契約制度

地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設)を設置管理する制度。(都市緑地法第55条)

②緑地協定制度

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。(都市緑地法第45条、第54条)

(2) 都市公園法に係る制度

都市公園とは、下記の①又は②に該当する公園または緑地である。都市公園は都市公園を管理することになる者が供用を開始するにあたり、当該都市公園の区域、名称、位置、供用開始の期日を公告することにより設置される。

①都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体の設置するもの。この場合、都市計画区域の内外を問わない。

②都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。この場合、都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業により施行されたものに限らない。

都市公園の種類は、国が設置する「国営公園」や地方公共団体が設置する「街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園・広場公園等」があり、鳥取県が管理する都市公園は、広域公園2箇所(布勢総合運動公園、東郷湖羽谷臨海公園(燕趙園を含む。))、広場公園1箇所(だんだん広場)の計3箇所。

1) 公園、緑地、広場の定義：都市計画運用指針(抜粋)

都市計画の種類	都市計画の考え方
都市計画公園	公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。
都市計画緑地	緑地とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。
都市計画広場	広場とは、主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地である。
都市計画墓園	墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地である。
その他の公共空地	法第11条第1項第2号の「その他の公共空地」の例は運動場である。

2) 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

都市林	市街地およびその周辺都市においてまとまった面積を有する樹林地帯等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のためのの休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

### 3) 公園施設の種類

公園施設とは、都市公園の効用を全うするために設けられる都市公園法第2条2項、同法施行令第5条、同法施行規則第1条及び第1条の2に規定する施設であり、これに該当しない施設は公園施設として都市公園には設置できない。

- ①園路及び広場
- ②修景施設：植栽、花壇、噴水等
- ③休養施設：休憩所、ベンチ等
- ④遊戯施設：ぶらんこ、滑り台、砂場等
- ⑤運動施設：野球場、陸上競技場等
- ⑥教養施設：植物園、動物園、野外劇場等
- ⑦便益施設：飲食店、売店、駐車場、便所等
- ⑧管理施設：門、柵、管理事務所等
- ⑨展望台、集会所、災害応急対策施設等

### 4) 都市公園の保存

都市公園は緑とオープンスペースの中核をなすものであり、その積極的な整備を図るとともに、都市住民共通の貴重な財産として、その存続を図ることが必要である。このような趣旨から、公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないこととなっている。(都市公園法第16条)。

- ①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、その他公益上特別の必要がある場合
- ②廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- ③公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

都市公園が都市計画決定されたものであるときは、当該都市計画決定は都市計画の廃止又は変更の手続きがとられない限り効力を持続すると考えるべきであるから、当該都市公園の区域の全部又は一部を廃止する場合には、別途、都市計画決定の廃止又は変更の手続きをとることが必要である。

#### トピック

～山縣亮太選手が布勢スプリント男子100m決勝で9秒95の日本新記録(R3.6月)～

陸上の布勢スプリント男子100m決勝で山縣亮太選手(セイコー)が9秒95の日本新記録を樹立した。会場のヤマタスポーツパーク陸上競技場(鳥取市)は世界最高クラスの舗装材を使用。好記録が出る高速トラックとして名高い。

(布勢総合運動公園 陸上競技場で樹立された主な記録)

種目	名前	記録	年月日	備考
100m 男子	山縣 亮太	9.95	2021.6.6	日本記録(競技日時点)
100m 女子	福島 千里	11.24	2011.6.26	日本記録(競技日時点)
棒高跳 男子	澤野 大地	5m80	2004.6.6	日本記録(競技日時点)
10000m 女子	福士 加代子	31.32.09	2004.6.4	グラウンドレコード
ハンマー投げ 男子	室伏 広治	82m09	2004.6.6	グラウンドレコード

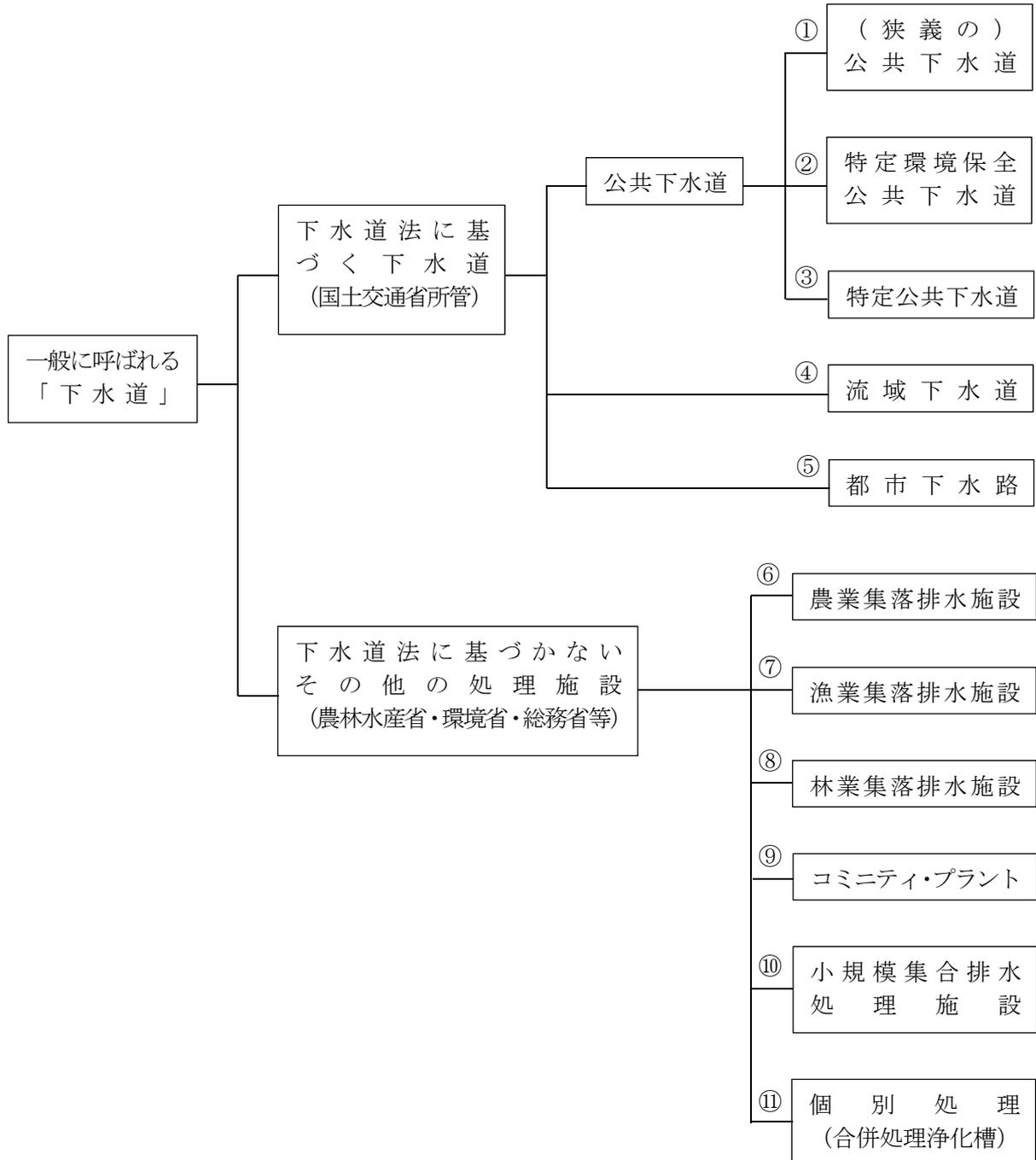
5-2-4 下水道事業

(1) 下水道の目的

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共水域の保全に資する施設として計画されるものである。

(2) 下水道の種類

一般に、「下水道」と言われるものは、下水道法の下水道より広義に理解されている場合もあり、次のように区分される。



① 公共下水道（国土交通省）

都市計画区域内の市街地における下水を排除し又は処理するため、市町村が設置、管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、下水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。また、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続する形態をとるものを流域関連公共下水道という。

② 特定環境保全公共下水道（国土交通省）

自然公園や農山漁村等、市街化区域外において水質保全や生活環境の改善を目的として設置される公共下水道。（計画人口1,000人以上10,000人未満）

③ 特定公共下水道（国土交通省）

工場等、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は附随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるもの。

④ 流域下水道（国土交通省）

2以上の市町村の区域から流入する下水を排除するために設ける施設で幹線管渠、ポンプ場、終末処理場で構成され、その設置、管理を都道府県または市町村が行うもの。なお、その幹線管渠に接続するまでの施設は、それぞれの市町村が実施する。

⑤ 都市下水路（国土交通省）

主として市街地の雨水排除を目的とした水路の整備を行うもの。

⑥ 農業集落排水施設（農林水産省）

農業振興地域内における農業用排水の水質保全、機能維持、生活環境の改善等を図る目的で、地域内集落において実施するもの。（対象20戸以上、1,000人程度以下）

⑦ 漁業集落排水施設（農林水産省）

漁港法に指定された漁港背後集落において、漁業集落の生活環境基盤整備として実施するもの。（対象人口100人以上、5,000人程度以下）

⑧ 林業集落排水施設（農林水産省）

林業振興地域等において、山村地域の生活環境基盤整備として実施するもの。（対象人口1,000人程度以下）

⑨ コミュニティ・プラント（環境省）

住宅団地等の開発にともない、生活環境の保全を図るために、し尿と生活雑排水を合併処理するもので、処理対象人口101人から30,000人以下で実施するもの。

⑩ 小規模集合排水処理施設（総務省）

小規模集落において、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として整備するもの。（対象戸数10戸以上20戸未満）

⑪ 個別処理（合併処理浄化槽）（環境省及び総務省等）

原則下水道認可区域外で生活環境の保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として合併処理浄化槽を設置するもの。国庫補助対象としては、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、起債事業としては個別排水処理施設整備事業がある。

### (3) 下水道事業実施の流れ

市町村が下水道事業に着手する場合、「鳥取県生活排水処理施設整備構想」（平成31年3月策定：鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課）に基づき計画する。なお、その後の社会情勢の変化等で、構想と異なる事業計画を検討する場合には、事前に県の関係部局と十分な連絡調整を図る。

下水道事業で計画する場合、あらかじめ下水道法、都市計画法等の定めに基づいて所定の手続きを経ることが必要である。

#### ① 住民の要望

下水道事業は住民の経済的な負担（受益者負担金、排水設備工事費、使用料）を伴うものであり、住民の要望がどれくらいあるか調査しておく必要がある。

#### ② 下水道事業の検討

「鳥取県生活排水処理施設整備構想」を参考にして、市町村全体の計画や緊急順位を定め、各種事業のうちそれぞれの採択基準に適合した事業を検討する。また、下水道を理解するためには、先進地を視察することも大切である。一方、事業実施するためには住民はもとより、議会の協力がなくては進められない、議会と十分な連絡調整を図っておくことが望まれる。なお、この段階で調査費の補助や今後の予定等について県下水道担当課と協議を行う。

#### ③ 基礎調査

市町村の現況及び将来計画等について各種資料を収集し、下水道整備区域をどうするか、処理場の位置をどこにするか等の基本的な事項について検討し、最も経済的で実施可能な下水道全体計画の素案を作成する。また、ある程度処理場の位置が固まった段階で、処理場予定地の地主及び地元住民の概ねの同意をとっておく必要がある。

#### ④ 基本計画の策定

素案の計画区域における、計画面積、計画人口、計画水量、幹線管渠のルート、ポンプ場の位置、終末処理場の位置、放流先等の下水道事業全体計画の原案を作成する。この全体計画について地元住民の理解を得るため説明会を開催する事が望まれる。全体計画について県と協議しながら都市計画法上の手続きを行い、都市計画決定をする。

#### ⑤ 事業計画の策定

下水道法及び都市計画法に基づき下水道事業計画と都市計画事業認可の作成を行う。公共下水道の構造は政令で定める技術上の基準に適合するものとする。（下水道法第7条）

#### ⑥ 事業着手

着手にあたっては前年度に国土交通省へ要望し、年度当初に予算内示されはじめて事業採択となり、採択後に事業認可の申請を行う。県際河川の斐伊川流域別下水道整備総合計画（以下、斐伊川流総）に係る下水道事業（米子市、境港市）は中国地方整備局長に協議、その他の下水道事業は県知事に協議となる。（ただし、斐伊川流総が策定された後は県知事に協議）一方、事業に要する費用の一部の利益を受けるものに負担させるための「受益者負担金（分担金）条例」を制定する事が必要である。（都市計画法第75条、地方自治法第224条）

#### ⑦ 補助金交付申請

実施に先立って補助金交付申請の手続きを行い、交付決定後に事業執行を実施する。

#### ⑧ 実施設計及び工事

管渠、処理場等の実施設計及び建設工事を行う一方、供用開始するために必要な「下水道条例」を制定し使用料金を定めておく必要がある。

⑨ 供用開始

処理場と管渠の一部が完成すると、事前に供用開始の公示をしなければならない。（下水道法第9条）又、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造しなければならない義務が課せられており、住民に対し水洗化促進のPRを行うことが必要である。（下水道法第11条の3）

⑩ 維持管理

下水道法により放流水質の基準が定められており、この基準を守るため処理場の運転管理及び水質検査が必要である。（下水道法第8条）

5-2-5 都市災害復旧事業

都市災害復旧事業等事務必携参照

(1) 概要

都市災害復旧事業とは、異常な天然現象により、公共土木施設（公園）及び主として都市計画区域内において都市施設（街路・都市排水施設等）が被災した場合、又は、市街地が災害による土砂の流入・崩壊等のため堆積土砂による被害を受けた場合、及び火山の爆発その他火山現象により著しい災害を受けた場合において、「負担法」により地方公共団体に負担金を、又は「基本方針」「活火山法」「激甚災害法」により地方公共団体等に補助金を交付して行う復旧事業であり、概ね次のように区分される。

【復旧事業の区分】

- ① 公共土木施設のうち、公園（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園又は緑地）施設の復旧事業で、地方公共団体若しくはその機関が行うもの。
- ② 都市計画区域内の都市施設（街路、都市排水施設等）の復旧事業で、地方公共団体若しくは土地区画整理組合（街路に限る）が行うもの。
- ③ 都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する事業（堆積土砂排除事業）で市町村が行うもの。
- ④ 激甚災害の発生により浸水した水の排除事業（湛水排除事業）で地方公共団体が行うもの
- ⑤ 火山の爆発等により都市排水路、公園及び宅地にかかる降灰の除去事業（降灰除去事業）で市町村が行うもの。（下水道、道路は水管理・国土保全局が補助）

(2) 採択要件の基本

公共土木施設（下水道・公園）及び都市施設（街路・都市排水施設等）等が被災して復旧事業の負担・補助を受けるためには、定められた要件に合致していなければならない。これを「採択要件」といい、その基本は次の3条件である。

- ① 異常な天然現象により生じた災害であり、採択基準を満足していること。
- ② 被災している施設が「負担法」「基本方針」で定められた公共土木施設（下水道・公園）又は都市施設（街路・都市排水施設等）であること。
- ③ 地方公共団体若しくは土地区画整理組合等が行う災害復旧事業、又は地方公共団体が行う堆積土砂排除事業等であること。

(3) 災害の定義

「負担法（第2条 定義）」「基本方針（第2 定義）」で「災害とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。」と定めている。

異常要因	基 準
(1) こう水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 河岸高（低水位から天端まで）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量が20mm以上)
(3) 暴風	最大風速(10分間平均)15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微ではないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、積雪、異常低温、落雷等	特に定めていない。

(4) 対象施設及び事業等

災害を受けた場合に国庫負担・補助の対象となる施設は、「負担法施行令(第1条 公共土木施設)」、「基本方針(第2 定義)6」、「同事務取扱方針(第4 都市施設の範囲)」、「激甚災害法(第3条 特別の財政援助及びその対象となる事業)14」において定められている。

【対象施設等】

対象施設等		施設・事業等の範囲
公共土木施設	(1) 公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 前号に掲げる施設で、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの。
都市施設	(2) 街路	(イ) 都市計画法第18, 19, 22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの。 (ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道(都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る)とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの。
	(3) 都市排水施設等	(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路, 排水機, 樋門及びその附属施設。 (ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園法に規定する自然公園を除く。), 広場, 緑地, 運動場, 墓園及び公共空地(「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く。)とする。
	(4) 堆積土砂排除	一の市町村の区域内の市街地において、 (イ) 堆積土砂の総量が30,000m <sup>3</sup> 以上 (ロ) 2,000m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂 (ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000m <sup>3</sup> 以上 以上の(イ)～(ハ)のいずれかで、かつ、 ①都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの。(他の法令により処理されるものを除く) ②都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの。(他の法令により処理されるものを除く) ③①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの。
	(5) 湛水排除	激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き一週間以上にわたり30ヘクタール以上であること。

注)

- ・市街地とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- ・集落地とは、独立した家屋が10戸以上隣接している場合(1戸とは、1世帯が有している倉庫、納屋等を含む。)をいう。ただし、被災戸数が10戸に満たない場合又は寄宿舍、アパート若しくは工場内に宿舍設備を有し、相当の世帯が居住している場合は、その被災状況等を勘案し、別途協議する。

【昭和44年災大蔵省了解事項】